

耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）設置及び運営要領

平成25年9月3日制定

公益社団法人ロングライフビル推進協会

（委員会の設置）

- 第1条 耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱（以下「業務要綱」という。）第6条第2項に基づき、公益社団法人ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）に耐震診断・耐震改修計画評定委員会（東京委員会）（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、業務要綱第5条第1項の評定を当委員会の評定報告書に基づいて行う耐震診断又は耐震改修計画の評定に係る審議を行う。
 - 3 委員会は、外部の建築構造に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者委員」という。）もしくは高度な技術を有する実務者5名以上10名以下（そのうち学識経験者委員が過半数以上）で構成する。

（委員の委嘱及び任期）

- 第2条 委員長及び委員は会長が委嘱する。
- 2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 交代による場合の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 増員による場合の任期は、現任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

- 第3条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の議事を主宰する。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が職務を代理する。
 - 4 委員会は、東京都内で開催する。

（定足数）

- 第4条 委員会は、委員の半数以上かつ学識経験者委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 2 委員からの書面その他による意見又は賛否の意思表示は、当該委員が出席した場合のもののみとする。

（審議）

- 第5条 委員会による耐震診断及び耐震改修計画の評定にかかる審議は、出席委員の過半数以上かつ出席した学識経験者委員の過半数以上の賛成をもって議決する。
- 2 耐震改修計画の評定で、当該耐震改修が過去に協会が評定した耐震診断に基づくものである場合は、耐震改修計画の評定において対象となる耐震診断についての評定は省略することができる。
 - 3 耐震改修計画の評定で、当該耐震改修が過去に「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」（以下「全国耐震ネットワーク委員会」という。）に参加し、かつ、全国耐震ネットワーク委員会にその耐震判定委員会を登録している団体（評定申込にかかる建築物が東京都内の場合は東京都と「耐震改修計画認定の事務処理に関する要綱」第4に基づく協定を締結した団体に限る。）が評定したものにに基づくものである場合は、耐震改修計画の評定において対象となる耐震診断についての評定は協会が行ったものとみなし省略することができる。

- 4 前項により協会の行った耐震診断の評定とみなして、耐震改修計画の評定を行った場合は、その旨を評定書に明記する。

(事務局)

第6条 委員会事務局は協会事務局（担当：事業推進部）が行う。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年10月25日から施行する。